

移住を希望する者等への就労支援業務 公募プロポーザル募集要領

1 業務の目的

三大都市圏をはじめとした岡山県外在住者のうち、倉敷市内企業等へ就職を希望する移住検討者に対して、倉敷市の住環境をはじめとする仕事環境や地元企業の魅力を多角的に紹介し、倉敷市内企業等とのきめ細かな就職マッチング業務等の就労支援業務を行うため、「くらしき移住就労サポートデスク」（以下、「サポートデスク」という。）を設置し、倉敷市への移住促進及び定住定着促進を図る事を目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 移住を希望する者等への就労支援業務
- (2) 履行場所 倉敷市内又は、東京都内
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務内容 別添「移住を希望する者等への就労支援業務仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という。）のとおり

3 実施形式 公募型プロポーザル方式

- 4 見積限度額 8,997,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※ただし、本市市議会における令和7年度当初予算案議決前であるため、議決結果によっては、事業内容の変更もしくは、事業実施を見送る場合がある。

5 スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 公募開始 | 令和 7年 2月12日（水） |
| (2) 質問締切日 | 2月18日（火） 17時15分 |
| (3) 質問回答（ホームページに掲載） | 2月20日（木） |
| (4) 参加申込の受付締切日 | 2月25日（火） 17時15分 |
| (5) 提案書提出締切日 | 3月10日（月） 17時15分 |
| (6) プレゼンテーション審査 | 3月18日（火） |
| (7) 審査結果通知日 | 3月19日（水）（予定） |
| (8) 契約の手続き | 3月21日（金）以降 |

6 参加資格

参加できるのは、次の要件全てに該当する者とする。

- (1) 民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条第一項各号に掲げる者
- (3) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (4) 参加表明の受付締切日から審査結果通知日の間に倉敷市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）。
- (6) 賦課されているすべての税（国税、都道府県税、市区町村税）を滞納していないこと。
- (7) 参加申請書の提出日時点において、職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく有料職業紹介事業の許可を受けており、全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）の有料職業紹介が可能な体制を整えることができること。
- (8) (7)のほか、本業務に関し、各種法令に基づく必要な許可、認可、免許等を受けていること。（業務の一部を再委託する場合は、再委託先が当該許認可等を受けていること。）
- (9) 参加申込書及びその添付書類を定められた期限までに提出しており、その記載に虚偽がないこと。

7 プロポーザル実施要領等の交付

- (1) 交付期間
令和7年2月12日（水）から令和7年2月25日（火）17時15分まで
- (2) 交付方法
次の倉敷市公式ホームページ内のページからデータをダウンロードすること。
＊倉敷市企画経営室くらしき移住定住推進室 > 公募（プロポーザル）のページを参照。
（倉敷市公式ホームページトップ「募集」からも参照可能。）

8 参加申込手続

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望し、「6 参加資格」の要件を満たす者は、次のとおり提出期限までに参加申込手続を行うこと。

- (1) 受付締切 令和7年2月25日（火）17時15分まで（時間厳守・郵送の場合必着）
- (2) 提出方法 電子メール（PDFデータを添付）
- ・メール件名は次のとおりとする。
「【参加申出書提出】令和7年度移住を希望する者への就労支援業務」
 - ・メール本文に「商号又は名称」、「連絡担当者所属」、「連絡担当者氏名」、「電話番号」を明記すること。
 - ・メール送信後、必ず電話により到達確認を行うこと。提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 参加申込書【様式1】（押印必要）

イ 法人に関する調書【様式2】

ウ 法人の概要が分かる資料（パンフレットなど）

エ 委任状【様式3】（本社が支店・営業所へ参加申込書の提出や契約等の業務を行う権限を委任する場合）（押印必要）

(4) その他 参加申込書提出した者のうち、参加資格を満たしていないと判断した場合、個別に通知を行う。

(5) 提出先 「18 担当部署及び問い合わせ先」を参照

9 質問の受付及び回答

本業務に疑義がある場合は、次のとおり期間を設けて質問を受付け、後日回答する。

(1) 質問方法

「質問・回答書【様式4】」により「18 担当部署及び問い合わせ先」へ電子メールで提出し、提出後は、必ず電話で受信確認をすること。

(2) 質問締切

令和7年2月18日（火）17時15分

(3) 回答方法

提出された質問は、回答日までに全参加者へ電子メールにて回答する。

ただし、質問内容によっては、回答しない場合がある。

(4) 回答日

令和7年2月20日（木）

(5) その他

質問事項に対する回答をもって、本実施要領の補正をしたものとする。

10 委託料上限額

8, 997, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、本市市議会における令和7年度当初予算議決前であるため、議決結果によっては、事業内容の変更もしくは、事業実施を見送る場合がある。

11 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者のうち、プレゼンテーション審査会（以下「審査会」という。）への参加を希望する場合、次のとおり企画提案書等の提出すること。

なお、提出書類は、漏れの無いよう全て揃えて提出すること。

(1) 受付締切 令和7年3月10日（月）17時15分まで（時間厳守・郵送の場合必着）

(2) 提出方法 持参または郵送

(3) 提出書類

ア 企画提案書の提出について【様式5】（押印必要）

イ 企画提案書【任意様式】

企画提案書に記載すべき事項については、次のとおりとする。

- ・事業全体の業務実施体制、管理体制（業務の取組体制図など）
- ・業務に関する内容を表記したもの
- ・業務進行に関するスケジュール表

※他の業者等に再委託（下請けを含む。）を予定する場合はその旨も明記する。

ウ 予定責任者の経歴等調書【様式6】

エ 見積書【様式7】（押印必要）

- ・委託料の上限額を超える見積書を提出したものは選定しない。
- ・提案内容と見積内容に著しい不整合がある場合には、選定しないことがある。

オ 見積書内訳明細書【任意様式】

- ・提案内容業務に係る経費の積算内訳（数量を含む）が分かるように作成すること。

※提出する提案は、1提案者につき1案とし、提出後の追加及び変更は認めない。

(4) 提出場所 〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

倉敷市企画経営室くらしき移住定住推進室（倉敷市役所本庁舎4階）

(5) 提出部数 「(3) 提出書類」ア～オをまとめたものを1部とし、正本1部、副本7部を提出すること。

(6) 企画提案書の規格

ア 用紙サイズは、A4判に両面印刷とする。ただし、資料の作成上、A3判を利用した方が確認しやすい場合は、A3判の利用も可とする。

イ 本文フォントサイズは11pt以上とする。ただし、ルビ振りはその限りではない。

ウ 企画提案書のページ数は問わないが、分かりやすく読みやすい資料構成に努めること。

エ 企画提案書説明補完のために写真やイラストを使用することは可とする。

12 プレゼンテーション審査

(1) 日 時 令和7年3月18日（火）※詳細な日程は別途企画提案者に通知する。

(2) 場 所 別途企画提案者に通知する。

(3) 実施時間 25分程度（提案説明15分以内、質疑応答10分程度）

(4) 出席者 2名以内 ※企画から制作まで携わる者が出席すること

(5) その他

ア 提案説明は、提出した企画提案書類に基づいた内容とし、追加の提案や資料配付は認めない。また、パソコンやプロジェクター等の機材の使用は認めない。

イ プレゼンテーション順は、企画提案書受理順とする。

ウ 指定した時間までに審査会への出席が確認できない場合、参加意思がないものとみなす。

13 評価基準及び選考方法

(1) 選考は、倉敷市職員等で構成した審査委員会で実施する。審査委員会は非公開とする。

(2) 審査は、別添の評価基準に基づき、企画提案書、プレゼンテーション等の審査により行う。

(3) 審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、その他の者は、評価点の高い順に第2位交渉権者以下の順位を決定する。

(4) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の協議により順位を決定する。

- (5) 評価点が満点の60%を下回る者は、交渉権者として選定しない。
- (6) 参加者が1者であっても、満点の60%以上であれば随意契約の交渉を行う。
- (7) 参加者が4者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類審査により、上位4者程度に選定する場合がある。
- (8) 次の事項のいずれかに該当する者は失格とする。
 - ア 参加申込が定められた期限までにされていない者
 - イ 参加資格に合致しない者
 - ウ 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した者
 - エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている者
 - オ プレゼンテーション審査に参加しなかった者
 - カ 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
 - キ 見積書の金額が見積限度額を超えている者
 - ク その他、審査委員会において不適切と判断された者

14 選考結果の通知・公表

選考結果は、優先交渉権者が決定した後、プレゼンテーション審査に参加した全ての者に次の事項を書面で通知する。ただし失格となった場合は、別途通知する。

なお、審査結果に対する異議等は一切受け付けない。

- ・通知する者の得点と順位
- ・優先交渉権者名と得点
- ・その他の参加者の名称の無い得点一覧

※倉敷市公式ホームページにて、選考結果を公表予定。

15 提出書類について

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、倉敷市情報公開条例に基づき対応するので、第三者に開示する場合があること。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、市から指示があった場合を除き認めない。

16 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書（案）、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結することとなる。ただし、その者と合意に至らない場合、辞退した場合、又は13（8）の失格事項に該当することが判明した場合は、交渉権者としての順位に従い、順位の高い者から同様に交渉等を行う。
- (2) 市と本委託契約の交渉をする者は、指定する期限までに下記の書類を提出するものとする。
 - ・国税納税証明書
 - ・岡山県税納税証明書（県外の事業者の場合は、所在地の都道府県の納税証明書）
 - ・倉敷市税納税証明書（市外の事業者の場合は、所在地の市区町村の納税証明書）
 - ・許認可証等の写し（行政庁の許認可等が必要な提案を行った場合）

・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

- （３）契約保証金は、倉敷市財務規則第１７３条により契約金額の１００分の１０以上の納付となる。ただし、倉敷市財務規則第１７５条に該当する場合は、契約保証金を減免する。
- （４）委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできないものとする。
- （５）委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、倉敷市個人情報保護条例の規定に基づきこれを適切に取り扱う必要がある。
- （６）その他契約に関する条項は倉敷市財務規則によるものとする。

17 その他

- （１）このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を倉敷市に請求することはできない。
- （２）参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届【様式８】を提出すること。
- （３）企画提案書の著作権は作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより倉敷市が無償で利用できるものとする。

18 担当部署及び問い合わせ先

倉敷市企画経営室くらしき移住定住推進室（本庁舎４階） 担当：松本

〒７１０－８５６５ 岡山県倉敷市西中新田６４０番地

電 話：０８６－４２６－３１５３

FAX：０８６－４２６－５１３１

E-mail：iju@city.kurashiki.okayama.jp